

# ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金のご案内

教育訓練の受講費用の一部を支給します！

## 対象者

松阪市に住所を有し、20歳未満の児童を養育しているひとり親で、次のいずれにも該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ② 過去に本事業により教育訓練給付金を受給していない方
- ③ 教育訓練の受講が、適職に就くために必要と認められる方

※講座指定申請及び支給申請の両申請時に、上記要件を満たすことが必要です。

## 対象講座

- (1) 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※具体的な講座は、教育訓練給付制度 [検索システム] で検索できます。 → [厚労省 検索システム](#) 🔍

- (2) (1) に該当しないが、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、資格取得のための養成機関で修業する場合

## 支給額

### 雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を

受けることができない方		受けることができる方
対象経費の <b>6割相当額</b> (上限20万円※)	※専門実践教育訓練に相当する講座を受講された方は、修学年数×40万円が上限となります。(最大4年)	左記に定める額から、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※いずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給されません。

対象経費に含まれるもの	対象経費に含まれないもの
入学金、登録料、受講料(授業料)、スクーリング履修費、教科書・教材費、施設管理費、必要な補助教材費	検定試験の受験料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材費等

## 手続きについて

まずは事前に申請窓口までご相談ください。

### 指定申請

※講座の受講開始前に手続きが必要です。

<必要書類>

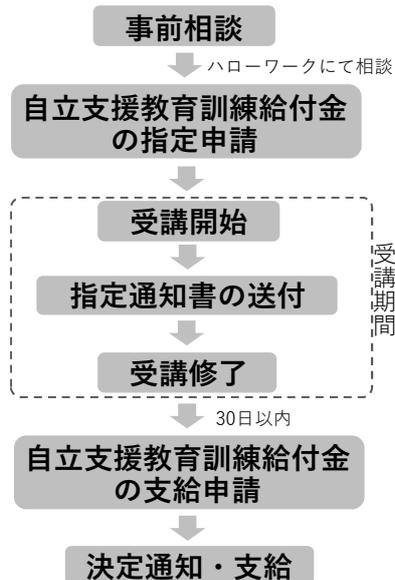
- 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書
- 受講する講座のパンフレット等(講座の名称、内容、費用等がわかるもの)
- 教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワークで取得してください)

### 支給申請

※修了日から原則**30日以内**に申請してください。

<必要書類>

- 自立支援教育訓練給付金申請書
- 受講対象講座指定通知書(指定申請後2週間ほどで送付します)
- 教育訓練修了証明書
- 対象経費(入学金や受講料など)の領収書
- 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書(雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方のみ)



お問い合わせ  
申請窓口

松阪市こども局こども未来課こども手当・給付係  
松阪市殿町1340番地1(市役所1階 窓口⑩)

☎ 0598-53-4081

## 支援を受けられる主な資格・講座リスト

※掲載している資格や講座はあくまで一例です。この他にもさまざまな資格や講座があります。  
※教育訓練講座に指定されている講座かどうかは教育訓練給付制度 [検索システム] でご確認ください。

### 医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座

同行援護従事者研修、介護職員初任者研修、  
介護支援専門員実務者研修等、  
介護福祉士（実務者養成研修含む）、  
ホームヘルパー、  
特定行為研修、喀痰吸引等研修、  
福祉用具専門相談員、  
登録販売者試験、  
医療事務、  
看護師、准看護師、  
助産師、保健師、  
美容師、理容師、保育士、  
栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、  
社会福祉士、精神保健福祉士、  
柔道整復師、はり師、あん摩マッサージ指圧師、  
臨床工学技士、言語聴覚士、  
理学療法士、作業療法士、視能訓練士



### 事務関係の資格や講座

実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL、  
中国語検定試験、HSK漢語水平考試、  
日本語教育能力検定試験  
※語学試験については一定レベル以上を目標とするもの  
建設業経理検定、簿記検定試験（日商簿記）



### 輸送・機械運転関係の資格や講座

大型自動車第一種・第二種免許、  
中型自動車第一種・第二種免許、  
大型特殊自動車免許、  
準中型自動車第一種免許、  
普通自動車第二種免許、  
けん引免許、  
玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運  
転・小型移動式クレーン運転・床上操作式ク  
レーン運転・車両系建設機械運転技能講習、  
移動式クレーン運転士免許、  
クレーン・デリック運転士免許



### 情報関係の資格や講座

Webクリエイター能力認定試験、  
Microsoft Office Specialist2010,2013,2016  
CAD利用技術者試験、建築CAD検定、  
Photoshopクリエイター能力認定試験、  
Illustratorクリエイター能力検定試験、  
VBAエキスパート、  
Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格、  
Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格、  
シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格、

#### 第四次産業革命スキル習得講座

(新技術・システム(クラウド、  
IoT、AI、データサイエンス)、  
高度技術(ネットワーク、  
セキュリティ)など)



### 専門的サービス関係の資格や講座

中小企業診断士、  
司書・司書補、  
社会保険労務士、  
税理士、行政書士、司法書士、  
弁理士、通関士、  
ファイナンシャルプランニング技能検定、  
キャリアコンサルタント



### 技術・農業関係の資格や講座

土木施行管理技士、  
管工事施工管理技士、  
建築施工管理技術検定、自動車整備士、  
電気主任技術者試験、測量士補



### 営業・販売・製造関係の資格や講座

インテリアコーディネーター、  
宅地建物取引士資格試験、  
調理師、製菓衛生師

